

# リスク管理規程

規程第34号

平成29年5月31日

最終改正 令和4年3月24日規程第126号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
  - 第2章 リスク管理体制（第4条・第5条）
  - 第3章 リスク管理委員会（第6条－第9条）
  - 第4章 重大なリスクが発生した場合の対応（第10条－第12条）
  - 第5章 雑則（第13条－第14条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、外国人技能実習機構業務方法書第21条の規定に基づき、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）のリスク管理体制を整備し、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図り、もって機構の業務の円滑な運営に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において「リスク」とは、機構の使命及び目標の達成を阻害する次に掲げる要因をいう。

- （1）法令等の遵守に関するもの
- （2）財務報告に関するもの
- （3）情報システムに関するもの
- （4）事務手続に関するもの
- （5）災害・事件等に関するもの
- （6）その他機構の業務遂行に関するもの

2 この規程において「リスク管理」とは、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることをいう。

3 この規程において「部等」とは、組織規程（規程第2号）第7条の規定により本部に置く監査室及び第8条の規定により本部に置く部をいう。

4 この規程において「地方事務所等」とは、組織規程第28条の規定により置く地方事務所及び第29条の規定により地方事務所に置く支所をいう。

(役職員の責務)

第3条 役員及び職員(契約職員(無期雇用契約職員を含む。))及びパートタイム職員(無期雇用パートタイム職員を含む。))を含む機構に勤務するすべての者をいう。以下「役職員」という。)は、その職務の遂行に当たり、リスク管理に努めなければならない。

2 職員は、リスクが発生した場合(リスクの発生が回避できない場合を含む。以下同じ。)には、次条第3項に規定するリスク管理責任者に速やかに報告しなければならない。

## 第2章 リスク管理体制

(リスク管理体制)

第4条 機構におけるリスク管理については、理事長がこれを指揮し、かつ、最終的な責任を有する。

2 総務担当理事は、理事長を補佐し、リスク管理総括管理者として、リスク管理を総括する。

3 部等及び地方事務所等の長は、リスク管理責任者として、部等及び地方事務所等におけるリスク管理を総括する。

(業務フローの整備及びリスク因子の分析等)

第5条 リスク管理責任者は、リスク管理のため、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 業務を適正かつ円滑に進めるための業務フローを整備すること
- (2) 前号の業務フローごとのリスク因子の把握及び分析を行うこと
- (3) 把握、分析したリスクが業務にもたらす影響を評価すること

## 第3章 リスク管理委員会

(リスク管理委員会の設置)

第6条 機構におけるリスク管理の検討、審議等を行うため、リスク管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成等)

第7条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 理事

- (2) 総務部長
  - (3) 国際部長
  - (4) 指導援助部長
  - (5) 技能実習部長
  - (6) 監査室長
- 2 委員会に委員長を置き、総務担当理事をもって充てる。
  - 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
  - 4 委員長に事故があるときは、総務部長が、その職務を代理する。
  - 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者にオブザーバーとして出席を求めることができる。
  - 6 委員会に関する事務は、総務部総務課が行う。

(委員会の任務)

第8条 委員会は、次の事項について検討及び審議を行い、その結果を理事長に報告する。

- (1) 機構全体で対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ及び当該対応策の推進状況の点検に関する事項
- (2) リスクが発生した場合であって、業務運営への影響等が大きいと認められるもの（以下「重大なリスクの発生」という。）の原因究明及び再発防止に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

(委員会の運営)

第9条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

#### 第4章 重大なリスクが発生した場合の対応

(重大なリスクの発生時の通報等)

第10条 職員は、重大なリスクの発生を認知したときは、速やかに必要と認められる範囲内の初動対応及びリスク管理責任者への通報を行う。

- 2 通報を受けたリスク管理責任者は、リスク管理総括管理者を通して理事長に通報する。
- 3 通報に当たっては、迅速性を優先し、臨機の措置をとることとする。

(危機対策本部の設置)

第11条 理事長は、事故及び災害等の機構全体として取り組むべき重大なり

スクの発生が認められる場合には、これに対する迅速かつ的確な対応を行うため、危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（対策本部の構成等）

第12条 対策本部の構成は、次のとおりとする。

- （1）本部長は、理事長とする。
  - （2）副本部長は、総務担当理事とする。
  - （3）本部員は、総務部長及び本部長が指名する関係役職員とする。
- 2 本部長に事故があるときは総務担当理事が、本部長及び総務担当理事に事故があるときは総務部長が本部長の職務を行う。
- 3 対策本部に関する事務は、総務部総務課が行う。

## 第5章 雑則

（秘密保持義務）

第13条 役職員は、この規程に基づく機構のリスク管理に関する措置などを立案・実施する過程において知り得た秘密を漏洩してはならない。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、リスク管理に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成29年5月31日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規程第126号）

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。